

民生委員・児童委員について

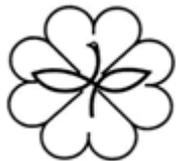
民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の委嘱を受けています。

民生委員制度の歴史

民生委員制度は、大正6年に岡山県に設置された「済世顧問制度」と、大正7年に大阪府で始まった「方面委員制度」が始まりとされています。平成19年には、民生委員制度創設90周年記念全国民生委員児童委員大会が開催され、天皇皇后両陛下のご臨席を賜りました。

民生委員・児童委員のマーク



現在のマークは昭和35年に公募で選ばれたものです。幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。

民生委員・児童委員とはどういう方たちですか？

【本分及び身分】（民生委員法第1条）

民生委員とは、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力するなどして、社会福祉の増進に努める方々です。

【任期・給与】（民生委員法第10条）

民生委員に給与は支給されません。任期は3年で、再任も可能です。ただし、任期途中で交代があった場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間となります。3年に1度、一斉改選が行われ、前回の一斉改選は平成22年12月1日に行われました。

民生委員・児童委員はどのように選ばれ、何人くらいいるのですか？

【定数】（民生委員法第4条）

定数は、厚生労働大臣の定める基準に従って、都道府県知事が市町村長の意見を聴いて定めます。

長崎県内では約3,600人の民生委員・児童委員（うち約360人が主任児童委員）が活動しています。

また、総数23万人を超える民生委員・児童委員が、日本全国すべての地域にいます。

【委嘱の仕組み】（民生委員法第5条）

都道府県知事は、市町村の民生委員推薦会から社会福祉に対する理解と熱意があり、地域の実情に精通した者として推薦された者について、地方社会福祉審議会の意見を聴いて推薦し、厚生労働大臣が委嘱します。（児童福祉法第16条に基づき、民生委員は、児童委員を兼ねることとされています。

民生委員・児童委員はどのような活動をしているのですか？

【民生委員・児童委員の職務内容】

民生委員の職務について民生委員法第14条では次のように規定されています。

1. 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと
2. 生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
3. 福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うこと
4. 社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
5. 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること
6. その他、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと

児童委員・主任児童委員の職務について児童福祉法第17条では次のように規定されています。

〈児童委員〉

1. 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
2. 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと
3. 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を営む者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
4. 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること
5. 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること
6. その他、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと

〈主任児童委員〉

1. 児童の福祉に関する機関と区域を担当する児童委員との連絡調整を行うこと
2. 区域を担当する児童委員の活動に対する援助及び協力を行うこと

【民生委員・児童委員の活動内容】

機能	実例
会調査	K市の民生委員児童委員協議会では、配食サービスの協力や声かけ、安否確認などの活動をとおして住民の実態やニーズを日常的に把握するよう取り組んでいる。
相談	その中で、民生委員・児童委員のEさんは、ある90歳の方のお宅を訪問した際、家族から、自宅で介護を続けたいが心身ともに疲労しているので何とかしたいと相談があり、ゆっくり話を聞いた。
情報提供	家族の希望にそって、介護保険制度で利用できるホームヘルプサービスやショートステイ等のサービスについて情報提供した。
連絡通報	その後Eさんは、本人と家族の申し出により市の窓口で連絡し、サービスを受けるために必要な対応を依頼した。

調整	また、介護保険制度にはない通院の送迎などのニーズに対し、サービスを利用できるよう社会福祉協議会の事業やボランティア活動利用の調整をした。
生活支援	家族が外出する時には、近所やボランティアグループと連携して留守中の見守りを行うなど、自らも支援するとともに、家族だけでは対応しきれない事柄にたいして、解決に取り組んだ。
意見具申	市の民生委員児童委員協議会では、各委員の訪問活動を通じて、在宅で介護している家族への支援の必要性を知り、問題点を取りまとめるとともに、家族がゆっくり休めるようなプログラムを行政、社会福祉協議会、ボランティア、民生委員児童委員協議会等が協力して実施してはどうかという意見を市に提起した。

全国民生委員児童委員連合会編「新任民生委員・児童委員の活動推進の手引き」より作成

民生委員・児童委員にはどのような義務があるのですか？

【職務遂行上の義務】（民生委員法第15条）

職務遂行に当たっては、個人の人格を尊重し、平等な取扱いを行うという規定があります。

民生委員・児童委員には、要援護者の私生活に立入り、その一身上の問題に介入することが多く、要援護者の生活上、精神上、肉体上の秘密に触れることが多いため、守秘義務が課せられています。

民生委員・児童委員はどのような組織に属しているのですか？

【民生委員協議会】（民生委員法第20条、24条）

民生委員は、区域ごとに民生委員協議会を組織することになっており、区域は、町村は一区域、市においては数区域に区分され、職務に関する連絡調整、必要な資料及び情報の収集など、職務を遂行するのに必要な事項を処理しています。それぞれの民生委員児童委員協議会では、地域の福祉課題の分析や、担当している世帯への援助の方法の検討、研修会などを行い、日頃の民生委員・児童委員活動を推進する上で大切な場となっています。